

## 公的支援が行われる場合の、公正取引委員会の関与権限

### □ 内閣府設置法第58条第8項

- 「各委員会及び各庁の長官は、その機関の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。」

### □ 企業再生支援機構法第25条第9項

- 「事業所管大臣等は、前項の規定による通知を受けた場合において、過剰供給構造（供給能力が需要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる事業分野の状態をいう。）その他の当該事業者の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、第七項の期間内に、機構に対して意見を述べることができる。」

- ✓ 「事業所管大臣等」とは、事業所管大臣並びに衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣であり（同法第25条第8項、同法第61条、財政法第20条第2項）、公正取引委員会に含まれない。